

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（第2条第7項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下、「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社沖縄銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座（法第37条の14第5項第1号に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資契約について、同条第5項第2号及び第4号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- 2 お客様が当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税累積投資契約」を締結されるには、併せて当行との間で「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取扱規定」に基づき累積投資取引をお申込みいただくことが必要です。
- 3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、投資信託受益権振替決済口座管理約款、「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取扱規定」その他当行が定める契約条項及び法その他の法令によります。この約款と、当行の「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取扱規定」その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。

第2条（非課税口座開設届出書等の提出）

お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため、当行に非課税口座を開設する場合には、当行に対して法第37条の14第5項第1号及び第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」に必要事項を記載のうえ、署名し、それに当行の定める一定の書類を添付して、提出して下さい。

- 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）または累積投資勘定（この契約に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための

勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出して下さい。

- 3 前二項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出して下さい。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受領することができません。
- 4 前三項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
- 5 第1項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」が、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該年中に提出され、当行が当該年の12月31日までに税務署より「非課税適用確認書」を受領した場合には、提出された日の属する年の翌年1月1日に非課税口座が開設されます。「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した日が当該勘定設定期間の開始日以降である場合、又は各勘定設定期間の開始日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に提出された場合には、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した後に非課税口座が開設されます。「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」が提出された日に非課税口座は開設されません。
- 6 第2項又は第3項の規定により、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下

併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。)の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。

- 7 当行又は他の金融商品取引業者に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座簡易開設届出書」を当行又は他の金融商品取引業者に提出することはできません。
- 8 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税適用確認書の交付申請書」を当行又は他の金融商品取引業者に提出したお客様は、「非課税口座簡易開設届出書」を当行または他の金融商品取引業者に提出することはできません。
- 9 法第37条の14第12項第2号に規定する所轄税務署長からの当該事項の提供その他の事由により、お客様が第1項の規定により当行に提出された「非課税口座簡易開設届出書」が前項の規定により当行に提出することができない場合に該当することが判明した場合には、第1条の規定によりお客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。
- 10 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。
- 11 成人年齢に係る平成31年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、前項の「満20歳」を「満18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で満19歳、満20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。

第3条（非課税管理勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、「非課税適用確認書」「廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載の非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

- 2 当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合又は設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出して下さい。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により

交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受領することができません。

- 3 すでに当行に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定も当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書その他当行の定める一定の書類を当行に提出して下さい。この場合、第2条第1項及び第4項の規定を準用します。
- 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定は、「非課税適用確認書」又は「廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載された、累積投資勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

- 2 前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。
- 3 前条第3項の規定は、法第37条の14第5項第6号イ(1)に規定する勘定設定期間において、すでに当行に非課税口座を開設しているお客様が、法第37条の14第5項第6号ロに規定する勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に準用します。
- 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

第4条（非課税管理勘定および累積投資勘定における処理）

非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

- 2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

第5条（金融商品取引業者等変更届出書の提出及び非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止）

お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第18項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出して下さい。この場合、当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

- 2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定が当行にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。
- 3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限り）においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項または第3条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。
- 4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当行はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。

第6条（非課税口座廃止届出書の提出）

お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（租税特別措置法第37条の14第21項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出して下さい。

- 2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等については、非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることはできません。
- 3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられているとき、又は10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

第7条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（「非課税講座」継続適用届出書）の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税講座）帰国届出書」の提出が合った日までの間に取得した上場株式等で（1）、（2）に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- （1） 次に掲げる上場株式等で、第3条第4項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受け入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（（2）により受け入れた上場株式等がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもののみを受け入れます。
 - イ．お客様が、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行で募集の取扱いにより取得をした当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下、「株式投資信託」といいます。）でその取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの
 - ロ．他年分非課税管理勘定（非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じです。）から法その他の法令で定める手続きにより移管がされる株式投資信託（（2）に掲げるものを除きます。）
 - （2） 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託
 - （3） 非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの
- 2 前項にかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

第7条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約（当行の「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条

の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託 約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で(1)に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- (1) 第3条の2第4項の規定に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式 投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの
 - (2) 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- 2 前項に基づき、累積投資勘定に受け入れるつみたてNISAに係る証券投資信託のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。
- 3 お客様が当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

第8条 (譲渡の方法)

非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている株式投資信託の譲渡は、当行に対して譲渡する方法、又は法第37条の11第4項第1号若しくは第2号の規定により上場株式等の譲渡とみなされる解約もしくは償還に伴う金銭の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第9条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由による、非課税管理勘定又は累積投資勘定からの株式投資信託の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第7条第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、第7条第1項第3号または第7

条の2第1項第2号によるもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しをした株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第10条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

非課税口座に設けられた非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項又は第6条第2項の規定より非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。
- 3 第1項の終了時点で非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - (1) お客様から当行に対して第7条第1項第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
 - (2) お客様が当行に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第25条の13第8項第二号に規定する書類の提出があった場合、一般口座への移管
 - (3) 前各号に掲げる場合以外の場合、特定口座への移管

第10条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)

非課税口座に設けられた累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします。

- 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - (1) お客様当行に特定口座を開設しており、お客様から当行に対して租税特別措置

法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合、一般口座への移管

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合、特定口座への移管

第 11 条（手数料）

将来、法令・諸規則の変更等が行われること又は当局等の動向等を反映して、業務そのものに影響が生じたことにより、手数料をいただくことがあります。

第 12 条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

当行は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- (1) 当行がお客様施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示または施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
 - (2) 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合お客様が当該書類に記載した氏名および住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に株式投資信託の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第 12 条の 2 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

お客様が当行に開設した非課税口座にその年の翌年以降に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書 (勘定変更用)」を提出していただく必要があります。

- 2 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の最終営業日までに、当行に対して「非課税口座異動届出書 (勘定変更用)」をご提出いただく必要があります (ただし、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託の受け入れが行われていた場合には、当行は当該異動届出書を受理することができません。)

第 13 条 (非課税口座取引である旨の明示)

お客様が当該各年の「非課税管理勘定」または「累積投資勘定」が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間 (以下「受入期間」といいます。) 内に、当行で募集の取扱いにより取得をした株式投資信託を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る申込みを行う際または累積投資契約を締結する際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申し出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます (特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。)

- 2 非課税累積投資契約においては、受入期間内に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、40 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。
- 3 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有している場合であって、非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。
なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡する場合には、原則として、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第 14 条 (取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合の取扱い)

お客様当行に対し、第 7 条第 1 項第 1 号の規定により非課税管理勘定に係る株式投資信託の取得に係る申込みを行い、約定があった場合、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる株式投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円に達するまでは非課税口座に、120 万円を超える部分は非課税口座以外の口座 (特定口座又は一般口座) に受け入れさせていただきます。

- 2 第 7 条各号及び前項の規定により非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の収益分配金を、累積投資規定により再投資する場合、再投資により取得する株式投資信

託は、原則として、そのときの受入期間内の非課税管理勘定において受け入れます。ただし、当該株式投資信託を受け入れた場合、受入期間内における上場株式等の取得対価の額の合計額が 120 万円を超えるときは、当該 120 万円を超える部分については、特定口座又は一般口座に受け入れさせていただきます。この場合、当該特定口座又は一般口座に受け入れた株式投資信託の収益分配金及び譲渡益については非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることはできません。

第 15 条 (契約の解除)

次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- (1) お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合・・・当該提出日
- (2) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合・・・租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過日の属する年の 12 月 31 日)
- (3) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合・・・出国日
- (4) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)
- (5) お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合・・・当該非課税口座開設者が死亡した日
- (6) お客様が投資信託振替決済口座を解約したとき
- (7) やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき

第 16 条 (届出事項の変更)

「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」「非課税口座簡易開設届出書」等の提出後に、お客様の名前、ご住所、個人番号など届出事項に変更があった場合には、お客様は遅滞なくその旨を記載した非課税口座異動届出書を当行に提出いただくこととします。なお、その変更がお名前、ご住所又は個人番号にかかるものである場合には、お客様には「個人番号カード」等及び運転免許証、住民票の写し、印鑑登録証明書等の確認書類を提示し、確認を受けていただくこととします。

第 17 条（免責事項）

お客様が第 16 条の変更手続きを怠ったこと、その他当行の責めに帰すべきでない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、及びこの約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第 18 条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第 19 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- 3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。